

○財務省告示第四十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年一月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の条項及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百十 三回、第二百二十一回、第二百二十 八回、第三百三十二回、第三百三十 七回、第四百四十一回及び第四百四 十四回）、利付国庫債券（三十年） （第九回、第十回、第二十六回、 第二十七回、第二十八回、第三 十二回、第三十三回、第三十四 回、第三十五回及び第三十七回） 及び利付国庫債券（四十年）（第 四回及び第五回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

五 募入決定の
 六 方 法
 七 発 行 額
 八 払 込 金 額
 九 最 低 額 面 金
 十 振 替 単 位
 十一 振 替 単 位
 十二 振 替 単 位
 十三 振 替 単 位

各申込みのうち、その応募額を順次に
 さいもからの利回り格差の
 割り当て。そのおり九十六億円
 額内（別表のとおり）
 三千万円
 五千円
 五万五千円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額と
 の整数倍の金額によるものと
 する。二十六年度の十一月日
 平成二年一月十一日
 発行対象国債のごとに、面金額
 百円につき、次の算式により算
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり)

者は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に追加の額を払込
 式により払い出すものとす。
 期日に行い、償還の金額、利率の
 各発行対象国債の面額、利率、
 総額×各発行対象国債の前日
 100×各発行対象国債の発行日
 支規に於ける支場合には、
 支規に於ける支場合には、
 日

(二) 発行時に、その利率は、
 係る所得税が源泉徴収され

十 十 十
七 六 五

十 四

利 象 各 準 入 債 債
回 国 発 と 札 還 還
り 債 行 す の 金 期
の 対 る 基 額 限

利

子

るもとの記載又は振替口座の記載は、
 口に記載するものは、
 の記載するものは、
 に記載するものは、
 金の金額に二・三の該
 乗金を分した十の該
 債金を発行したときは、
 債権者又は居住者以外
 がある場合は、前記の法
 に居住し、又は前記の法
 居る者又は居住者以外
 受けるべき所得税を乗じ
 金額を所轄の国税人が適
 。
 第十号の規定する発行
 と、
 算式による算出の期
 う。ただし、支出の期
 日に当たるとは、
 日に支払うべき償還期
 同日に支払うべき償還
 各発行済の債の利率 $100 \times 1 \div 2$
 各発行済の債の利率 $100 \times 1 \div 2$
 額（別表のとおり）
 銘柄の金額に、
 六一年一月十七日付
 協会の発表した公債
 参考統計表に掲載した
 値の利回り（平成十
 一月十七日の前）に
 された場合は、訂正後
 の訂正

（利付） （第二回） （付） （国庫） （十年） （債） （券） 四十四	（利付） （第二回） （付） （国庫） （十年） （債） （券） 十一	（利付） （第二回） （付） （国庫） （三年） （債） （券） 十七	（利付） （第二回） （付） （国庫） （三年） （債） （券） 十二	（利付） （第二回） （付） （国庫） （二年） （債） （券） 十八	（利付） （第二回） （付） （国庫） （二年） （債） （券） 十一	（利付） （第二回） （付） （国庫） （十年） （債） （券） 十三	名称及び記号
一・五%	一・七%	一・七%	一・七%	一・九%	一・九%	二・一%	利率（年）
平成三年四月二十五日	平成十年四月二十四日	平成六年四月二十四日	平成十年四月二十三日	平成六年四月二十三日	平成九年四月二十二日	平成九年四月二十一日	償還期限
八十二億円	五十六億円	三十億円	五百七十七億円	六十億円	一億円	四百八十三億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利金支 単利回りとする。
 十九 払場所 日本銀行
 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十六年一月二十一日

（（利 第四付 五十年 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 四十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 二十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 二十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 二十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 十年 回年庫 ））債 券
二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	一 ・ 一 %	一 ・ 四 %
日年平 三成 月六 二十四	日年平 三成 月六 二十三	日年平 九成 月五 二十四	日年平 九成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十三	日年平 九成 月五 二十二	日年平 三成 月五 二十二	三平 月成 二五 十年	日年平 九成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十五	十年平 日十 成二 四月 十二 四
四十 億 円	三十 四 億 円	円百 五十 二 億	円二 百六 十 億	三百 五 億 円	五十 億 円	円二 百五 十 億	九十 億 円	億二 百九 十七	円百 二十 一 億	億三 百五 十八	百七 十 億 円